

鳥取県公報

平成22年3月30日(火) 号外第34号

毎週火・金曜日発行

		目 次
\Diamond	企業局管	鳥取県企業局組織規程等の一部を改正する規程(1)(経営企画課)・・・・・・・・2
	理規程	企業局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程(2)(")・・・・・・・6
		鳥取県工業用水供給規程の一部を改正する規程(3)(")・・・・・・・・・8
\Diamond	企業局訓	鳥取県企業局文書管理規程の一部を改正する訓令(1) (経営企画課)・・・・・・10
	令	
\Diamond	病院局管	鳥取県病院局に勤務する職員の職の設置に関する規程及び鳥取県病院局企業職員の給与
	理規程	に関する規程の一部を改正する規程(1) (総務課) ・・・・・・・・・・11
		鳥取県病院局組織規程の一部を改正する規程(2)(")・・・・・・・・・・13
\Diamond	病院局訓	鳥取県病院局文書管理規程の一部を改正する訓令(1)(総務課)・・・・・・・・14
	令	

企業局管理規程

鳥取県企業局組織規程等の一部を改正する規程をここに公布する。

平成22年3月30日

鳥取県知事 平 井

鳥取県企業局管理規程第1号

鳥取県企業局組織規程等の一部を改正する規程

(鳥取県企業局組織規程の一部改正)

第1条 鳥取県企業局組織規程(平成5年鳥取県企業管理規程第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該 改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削 る。

改 正 後	改 正 前			
(内部組織の設置)	(内部組織の設置)			
第10条 次の表の左欄に掲げる所に、内部組織として	第10条 次の表の左欄に掲げる所に、内部組織として			
同表の右欄に掲げる担当を置く。	同表の右欄に掲げる担当を置く。			
鳥取県企業局東部事務所設備・運転担当、土木施	鳥取県企業局東部事務所 設備・運転担当 <u>、設備担</u>			
設担当	<u>当、運転担当</u> 、土木施設			
	担当			
鳥取県企業局西部事務所 <u>営業担当</u> 、施設担当、管	鳥取県企業局西部事務所 <u>営業・総務担当</u> 、施設担			
理担当	当、管理担当			

第2条 鳥取県企業局組織規程の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下この条において「移動項」という。)に対応する 同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下この条において「移動後項」という。)が存在する場 合には、当該移動項を当該移動後項とし、移動項に対応する移動後項が存在しない場合には、当該移動項(以 下この条において「削除項」という。)を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(項の表示及び削除項を除く。以下この条において「改正部分」 という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(項の表示を除く。以下この条において「改正 後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後 部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改 正 後	改正前
(課及び <u>担当</u> の設置)	(課及び <u>係等</u> の設置)
第4条 本局に次の表の左欄に掲げる課を置き、課に	第4条 本局に次の表の左欄に掲げる課を置き、課に
それぞれ同表の右欄に掲げる担当を置く。	それぞれ同表の右欄に掲げる係及び担当(以下「係

経営企画課	企画総務担当、営業誘致担当		
工務課	電気担当、施設担当		

(担当の分掌事務)

第6条 担当の分掌事務は、課の長が定める。

2 課の長は、<u>担当</u>の分掌事務を定め、又は変更した 2 課の長は、<u>係等</u>の分掌事務を定め、又は変更した ときは、局の長に報告しなければならない。

(職制)

第7条 略

2 略

<u>3</u> 略

(事務分担)

める。

2 略

(内部組織の設置)

同表の右欄に掲げる<u>担当</u>を置く。

鳥取県企業局東部事務所	設備・運転担当、設備担
	<u>当、運転担当、土木施設</u>
	<u>担当</u>
鳥取県企業局西部事務所	営業・総務担当、施設担
	<u>当、管理担当</u>

(担当の分掌事務)

第12条 担当の分掌事務は、所の長が定める。

2 所の長は、担当の分掌事務を定め、又は変更した 2 所の長は、係の分掌事務を定め、又は変更したと ときは、局の長に報告しなければならない。

(職制)

第13条 略

2 略

等」という。)を置く。

経営企画課	総務係、	経営企画担当
工務課	電気係、	施設係

(係等の分掌事務)

第6条 係等の分掌事務は、課の長が定める。

ときは、局の長に報告しなければならない。

(職制)

第7条 略

- 2 略
- 3 係にその長を置き、所定の職員を配置する。
- 4 略

(事務分担)

第8条 担当に属する職員の分担事務は、課の長が定 第8条 係等に属する職員の分担事務は、課の長が定 める。

2 略

(<u>係</u>の設置)

第10条 次の表の左欄に掲げる所に、内部組織として|第10条 次の表の左欄に掲げる所に、それぞれ同表の 右欄に掲げる<u>係</u>を置く。

鳥取県企業局東部事務所	管理係、	施設係、	運転係
白即用人光中王初末及氏	+/τ ±Π /7.	公工田 / 元	
鳥取県企業局西部事務所	<u> 他設係、</u>	官理係	

(係の分掌事務)

第12条 係の分掌事務は、所の長が定める。

きは、局の長に報告しなければならない。

(職制)

第13条 略

- 2 略
- 3 係にその長を置き、所定の職員を配置する。

(鳥取県企業局財務規程の一部改正)

第3条 鳥取県企業局財務規程(昭和38年鳥取県企業管理規程第8号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該 改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を

加える。

改正後 改正前

(企業出納員)

第3条 略

2 及び3 略

<u>幹</u>又は<u>副主幹</u>をもってこれに充てる。

(賠償責任を有する職員の指定)

- 治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項後 段の規定により指定する職員は、次の各号に掲げる 職員とする。
 - (1) 支出負担行為又は支出命令の事務に直接関与 した課長、課長補佐、副主幹及びこれらの職員の 職と同等の職にある職員
 - (2) 略
 - (3) 支出の事務又は支払の事務に直接関与した副 主幹その他の経理担当職員、出納員及び資金の前 渡を受けた者の補助職員
 - (4) 略

(企業出納員)

第3条 略

2 及び3 略

4 事務所の出納員は、会計事務を分掌する次長、主 4 事務所の出納員は、会計事務を分掌する次長又は <u>係長</u>をもってこれに充てる。

(賠償責任を有する職員の指定)

- 第66条の2 法第34条の規定において準用する地方自 第66条の2 法第34条の規定において準用する地方自 治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項後 段の規定により指定する職員は、次の各号に掲げる 職員とする。
 - (1) 支出負担行為又は支出命令の事務に直接関与 した課長、課長補佐、係長及びこれらの職員の職 と同等の職にある職員
 - (2) 略
 - (3) 支出の事務又は支払の事務に直接関与した係 長その他の経理担当職員、出納員及び資金の前渡 を受けた者の補助職員
 - (4) 略

(鳥取県企業局事務決裁規程の一部改正)

第4条 鳥取県企業局事務決裁規程(平成5年鳥取県企業管理規程第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該 改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削 る。

改正後 改正前

(代決)

第8条 代決は、次の表の左欄に掲げる正当決裁権者 第8条 代決は、次の表の左欄に掲げる正当決裁権者 の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる第1順 位者が行い、正当決裁権者及び第1順位者がともに 不在のときは、それぞれ同表の右欄に掲げる第2順 位者が行うことができる。

正当決裁権者	第1順位者	第2順位者
略		
課長	課長補佐	主務主幹
次長を置く事	次長	事務所の長があら
務所の長		かじめ定める上席

(代決)

の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる第1順 位者が行い、正当決裁権者及び第1順位者がともに 不在のときは、それぞれ同表の右欄に掲げる第2順 位者が行うことができる。

正当決裁権者	第1順位者	第2順位者	
略			
課長	課長補佐	主務係長	
次長を置く事	次長	主務係長(係を置	
務所の長		かない事務所にあ	

			<u>の職員</u>				<u>っては、その長が</u>
							<u>あらかじめ定める</u>
							上席の職員)
	次長を置かな	事務所の長があ	事務所の長があら		次長を置かな	主務係長	事務所の長があら
	い事務所の長	<u>らかじめ定める</u>	かじめ定める職員		い事務所の長		かじめ定める <u>上席</u>
		上席の職員					<u>の</u> 職員
2	略			2	 . 略		

(鳥取県企業局に勤務する職員の職の設置等に関する規程の一部改正)

第5条 鳥取県企業局に勤務する職員の職の設置等に関する規程(平成19年鳥取県企業局管理規程第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前
鳥取県企業局に勤務する職員(臨時及び非常勤の職	鳥取県企業局に勤務する職員(臨時及び非常勤の職
員を除く。)の職は、局長、次長、課長、所長、参	員を除く。)の職は、局長、次長、課長、所長、参
事、課長補佐、主幹、副主幹、主事、土木技師、電気	事、課長補佐、主幹 <u>、係長</u> 、副主幹、主事、土木技
技師、現業職長及び管理技術員とする。	師、電気技師、現業職長及び管理技術員とする。

R(4 B)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。ただし、第2条から第5条までの規定は、公布の日から施行する。

企業局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成22年3月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県企業局管理規程第2号

企業局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

企業局企業職員の給与に関する規程(昭和41年鳥取県企業管理規程第2号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削り、同表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。 次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

(管理職員特別勤務手当)

第14条の2 条例第12条の2の企業管理規程で定める 第14条の2 条例第12条の2の企業管理規程で定める 職員は、別表第2の第1欄に掲げる組織に応じ、そ れぞれ同表の第2欄に定める職(知事がこれに相当 すると認める職を含む。以下この項において同 じ。)を占める職員とし、これらの職員に対する管 理職員特別勤務手当の額は、同欄に掲げる職に応 じ、それぞれ次の各号に定める額とする。

改正後

- (1) 局長(職務の級が9級の者に限る。) 1万2,000円
- (2) 局長(前号に掲げる者を除く。)及び次長 1万円
- (3) 略

2 及び3 略

別表第1(第3条、第4条関係)

級別職務分類表

ア 一般職員

	132 1477
職務	職務
の級	
略	
3 級	副主幹の職務
略	
8級	<u>局長又は</u> 本局の次長の職務
略	

イ 略

別表第2(第14条、第14条の2関係)

組織	職 職	職務の級	管理職手当月額
本局	局長	9級	122,000円

(管理職員特別勤務手当)

職員は、別表第2の第1欄に掲げる組織に応じ、そ れぞれ同表の第2欄に定める職(知事がこれに相当 すると認める職を含む。以下この項において同 じ。)を占める職員とし、これらの職員に対する管 理職員特別勤務手当の額は、同欄に掲げる職に応 じ、それぞれ次の各号に定める額とする。

改正前

- (1) 局長 1万2,000円
- (2) 次長 1万円
- (3) 略

2 及び3 略

別表第1(第3条、第4条関係)

級別職務分類表

ア 一般職員

職務	職務
の級	
略	
3級	<u>係長又は</u> 副主幹の職務
略	
8級	本局の次長の職務
略	

イ 略

別表第2(第14条、第14条の2関係)

	組織	職	職務の級	管理職手当月額
本局 局·		局長	9級	122,000円

ĺ			8級	88,000円				
		略				略		
	略				略			

この規程は、平成22年4月1日から施行する。ただし、別表第1の改正規定(「係長又は」を削る部分に限 る。)は、公布の日から施行する。

鳥取県工業用水供給規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成22年3月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県企業局管理規程第3号

鳥取県工業用水供給規程の一部を改正する規程

鳥取県工業用水供給規程(昭和43年鳥取県企業管理規程第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下「移動号」という。)に対応する同表の改正後の欄 中号の表示に下線が引かれた号(以下「移動後号」という。)が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号 とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号(以下「追加号」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(号の表示を除く。以下「改正部分」という。)に対応する同表の 改正後の欄中下線が引かれた部分(号の表示及び追加号を除く。以下「改正後部分」という。)が存在する場合 には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正 部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改	正	後) 改	正	前
乜	止	後	以	止	月

(給水の対象)

第4条 給水を受けることができる者は、給水区域内|第4条 給水を受けることができる者は、給水区域内 において工業(工業用水道事業法(昭和33年法律第 84号)第2条第1項に規定する工業をいう。)を営 む者で次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1)及び(2) 略

(料金の減免)

第18条 条例第8条の規定による料金の減免は、次の|第18条 条例第8条の規定による料金の減免は、次の 各号のいずれかに該当する場合に限り行なうことが できる。

(1)及び(2) 略

(給水の停止等)

るときは、給水を停止し、又は第5条第2項及び第 6条第2項の規定による給水の承認を取り消すこと ができる。

(1)~(3) 略

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する 法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定 する暴力団若しくはその構成員(以下「暴力団 等」という。) 又は暴力団等の利益につながる活 <u>動を行い、若しくは暴力団等と</u>密接な関係を有す る者であるとき。

<u>(5)</u> 略

(給水の対象)

において工業(工業用水道事業法(昭和33年法律第 84号)第2条第1項に規定する工業をいう。)を営 む者で次の各号の一に該当するものとする。

(1)及び(2) 略

(料金の減免)

各号の一に該当する場合に限り行なうことができ

(1)及び(2) 略

(給水の停止)

第19条 知事は使用者が次の各号のいずれかに該当す | 第19条 知事は使用者が次の各号の一に該当するとき は、給水を<u>停止する</u>ことができる。

(1)~(3) 略

<u>(4)</u> 略

様式第1号

様式第1号

鳥取県知事

基本使用申込書

年 月 日

印

基本使用申込書

年 月 日

鳥取県知事

住所又は所在地

氏名又は名称

住所又は所在地

氏名又は名称

印

下記のとおり、給水を受けたいので、鳥取県工業用 水供給規程第5条第1項の規定により申し込みます。 水供給規程第5条第1項の規定により申し込みます。

申込みに当たっては、鳥取県営企業の設置等に関す る条例(以下「条例」という。)第5条第3項の規定 により供給をしないことができる使用に該当するもの でないことを誓約します。

記

下記のとおり、給水を受けたいので、鳥取県工業用

略

備考

- 1 給水場所の見取図を添付すること。
- 2 条例第5条第3項の該当の有無について必 要に応じ鳥取県警察本部に照会することがあ る。

記

備考 給水場所の見取図を添付すること。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。ただし、第4条、第18条及び第19条(「一に」を「いずれか に」に改める部分に限る。)の改正規定は、公布の日から施行する。

企 業 局 訓 令

鳥取県企業局訓令第1号

鳥取県企業局文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成22年3月30日

鳥取県知事の平 井 伸 治

鳥取県企業局文書管理規程の一部を改正する訓令

鳥取県企業局文書管理規程(平成6年鳥取県企業訓令第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改 正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

> 改正後 改正前

(定義)

- 意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)~(5) 略
 - (6) 電子申請等システム 電子計算機を利用し て、電磁的方法により文書の収受、起案、決裁、 保存、廃棄等の事務の処理及び文書に係る情報の 総合的な管理等を行う情報処理システム(電子計 算機及びプログラムの集合体であって、情報処理 の業務を一体的に行うよう構成されたものをい う。)で、知事部局総務部政策法務課(鳥取県行 政組織規則(昭和39年鳥取県規則第13号)第6条 に規定する<u>政策法務課</u>をいう。)が所管するもの (「電子申請・総合文書管理・電子決裁システ ム」と呼称する。)をいう。

(7)及び(8) 略

(定義)

- 第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の 第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の 意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)~(5) 略
 - (6) 電子申請等システム 電子計算機を利用し て、電磁的方法により文書の収受、起案、決裁、 保存、廃棄等の事務の処理及び文書に係る情報の 総合的な管理等を行う情報処理システム(電子計 算機及びプログラムの集合体であって、情報処理 の業務を一体的に行うよう構成されたものをい う。)で、知事部局総務部政策法務室(鳥取県行 政組織規則(昭和39年鳥取県規則第13号)第6条 に規定する<u>政策法務室</u>をいう。)が所管するもの (「電子申請・総合文書管理・電子決裁システ ム」と呼称する。)をいう。

(7)及び(8) 略

附 則

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

病院局管理規程

鳥取県病院局に勤務する職員の職の設置に関する規程及び鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を 改正する規程をここに公布する。

平成22年3月30日

鳥取県営病院事業管理者 柴 田 正 顕

鳥取県病院局管理規程第1号

鳥取県病院局に勤務する職員の職の設置に関する規程及び鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程の一 部を改正する規程

(鳥取県病院局に勤務する職員の職の設置に関する規程の一部改正)

第1条 鳥取県病院局に勤務する職員の職の設置に関する規程(平成7年鳥取県病院局管理規程第2号)の一部 を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後

改正前

別表(第2条関係)

院長、理事監、副院長、局長、副局長、部長、セ ンター長、副センター長、医長、副医長、看護師 長、副部長、室長、副室長、副看護師長、臨床検査 主任、薬剤主任、臨床心理主任、理学療法主任、作 業療法主任、言語聴覚主任、視能訓練主任、臨床工 学主任、看護主任、栄養主任、歯科衛生主任、診療 放射線主任、課長、参事、課長補佐、主幹、副主 幹、機械技師、電気技師、臨床検査技師、医師、歯 科医師、薬剤師、臨床心理士、理学療法士、作業療 法士、言語聴覚士、視能訓練士、臨床工学技士、看 護師、准看護師、助産師、栄養士、歯科衛生士、診 療放射線技師、主事、医療ソーシャルワーカー、診 療情報管理士、企業出納員、現金取扱員、物流管理 <u>主任</u>、メッセンジャー長、ボイラ技士長、調理師 長、副調理師長、自動車整備士、運転士、交換手、 ボイラ技士、調理師、調理員及び医療助手

別表(第2条関係)

院長、理事監、副院長、局長、副局長、部長、セ ンター長、副センター長、医長、副医長、看護師 長、副部長、室長、副室長、副看護師長、臨床検査 主任、薬剤主任、臨床心理主任、理学療法主任、作 業療法主任、言語聴覚主任、視能訓練主任、臨床工 学主任、看護主任、栄養主任、歯科衛生主任、診療 放射線主任、課長、参事、課長補佐、主幹、副主 幹、機械技師、電気技師、臨床検査技師、医師、歯 科医師、薬剤師、臨床心理士、理学療法士、作業療 法士、言語聴覚士、視能訓練士、臨床工学技士、看 護師、准看護師、助産師、栄養士、歯科衛生士、診 療放射線技師、主事、医療ソーシャルワーカー、診 療情報管理士、企業出納員、現金取扱員、メッセン ジャー長、ボイラ技士長、調理師長、副調理師長、 自動車整備士、運転士、交換手、ボイラ技士、調理 師、調理員及び医療助手

(鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程の一部改正)

第2条 鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程(平成7年鳥取県病院局管理規程第7号)の一部を次のよう に改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後 改正 前

(給料表)

りとする。

種類	適用範囲
略	
現業職給料表	<u>物流管理主任、</u> メッセンジャー
(別表第3)	長、ボイラ技士長、調理師長、
	副調理師長、副室長(中央滅菌
	材料室の副室長に限る。)、自
	動車整備士、運転士、交換手、
	ボイラ技士、調理師、調理員及
	び医療助手

2~4 略

別表第6(第3条、第4条関係)

現業職給料表級別職務分類表

職務の級	職務
略	
3級	物流管理主任、メッセンジャー長、ボイ
	ラ技士長、調理師長、副調理師長又は副
	室長の職務

(給料表)

第3条 給料表の種類及び適用範囲は、次の表のとお 第3条 給料表の種類及び適用範囲は、次の表のとお りとする。

,, C 9 50°	
種類	適用範囲
略	
現業職給料表	メッセンジャー長、ボイラ技士
(別表第3)	長、調理師長、副調理師長、副
	室長(中央滅菌材料室の副室長
	に限る。)、自動車整備士、運
	転士、交換手、ボイラ技士、調
	理師、調理員及び医療助手

2~4 略

別表第6(第3条、第4条関係)

現業職給料表級別職務分類表

職務の級	職務
略	
3級	メッセンジャー長、ボイラ技士長、調理
	師長、副調理師長又は副室長の職務

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

鳥取県病院局組織規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成22年3月30日

鳥取県営病院事業管理者 柴 田 正 顕

鳥取県病院局管理規程第2号

鳥取県病院局組織規程の一部を改正する規程

鳥取県病院局組織規程(平成7年鳥取県病院局管理規程第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線 が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、 改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後 改正前 (病院の内部組織の設置) (病院の内部組織の設置) 第5条 次の表の第1欄に掲げる病院ごとに、同表の|第5条 次の表の第1欄に掲げる病院ごとに、同表の 第2欄に掲げる局、室及びセンターを置き、その事 第2欄に掲げる局及び室を置き、その事務を所掌さ 務を所掌させるため、同表の第3欄に掲げる科、 せるため、同表の第3欄に掲げる科、センター、 室、部及び課を置き、鳥取県立中央病院医療局の内 室、部及び課を置き、これらの事務を所掌させるた 科及び放射線科の事務を所掌させるため、同表の第 め、同表の第4欄に掲げる室を置く。 4欄に掲げる室を置く。 鳥取県立厚生医療局 鳥取県立厚生医療局 呼吸器内科 病院 病院 呼吸器内科 消化器内科 略 略 脳神経内科 神経内科 略 略 略 略

この規程は、平成22年4月1日から施行する。ただし、第5条の表以外の部分の改正規定は、公布の日から施 行する。

病院局訓令

鳥取県病院局訓令第1号

鳥取県病院局文書管理規程の一部を改正する訓令次のように定める。

平成22年3月30日

鳥取県営病院事業管理者 柴 田正 顕

鳥取県病院局文書管理規程の一部を改正する訓令

鳥取県病院局文書管理規程(平成7年鳥取県病院局企業訓令第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改 正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

> 改正後 改正前

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の 意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)~(5) 略

(6) 電子申請等システム 電子計算機を利用し て、電磁的方法により文書の収受、起案、決裁、 保存、廃棄等の事務の処理及び文書に係る情報の 総合的な管理等を行う情報処理システム(電子計 算機及びプログラムの集合体であって、情報処理 の業務を一体的に行うよう構成されたものをい う。)で、知事部局総務部政策法務課(鳥取県行 政組織規則(昭和39年鳥取県規則第13号)第6条 に規定する<u>政策法務課</u>をいう。)が所管するもの (「電子申請・総合文書管理・電子決裁システム」 と呼称する。)をいう。

(定義)

意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)~(5) 略

(6) 電子申請等システム 電子計算機を利用し て、電磁的方法により文書の収受、起案、決裁、 保存、廃棄等の事務の処理及び文書に係る情報の 総合的な管理等を行う情報処理システム(電子計 算機及びプログラムの集合体であって、情報処理 の業務を一体的に行うよう構成されたものをい う。)で、知事部局総務部政策法務室(鳥取県行 政組織規則(昭和39年鳥取県規則第13号)第6条 に規定する<u>政策法務室</u>をいう。)が所管するもの (「電子申請・総合文書管理・電子決裁システ ム」と呼称する。)をいう。

附 則

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。